

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年6月27日(2025.6.27)

【公開番号】特開2023-106090(P2023-106090A)

【公開日】令和5年8月1日(2023.8.1)

【年通号数】公開公報(特許)2023-143

【出願番号】特願2022-7230(P2022-7230)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 2 D

A 6 3 F 5/04 6 0 3 E

A 6 3 F 5/04 6 0 3 A

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月19日(2025.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明は、このような点に鑑みてなされたものであり、遊技機において実施可能なメンテナンスの処理制御が向上した遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本実施形態に係る遊技機は、

表示手段(図3のメイン表示装置210、サブ表示装置220)と、

遊技機本体に開閉自在に取り付けられたドア機構(図1のドア機構UD, DD)と、

前記ドア機構の開閉状態を検知する開閉検知手段(図3のドア開閉監視スイッチ56)と

、

設定用鍵型スイッチ(図3の設定用鍵型スイッチ52)と、

前記ドア機構に設けられ、遊技機前面側から操作が可能な操作手段(図1のサブ演出表示部22を構成するタッチパネル)と、

前記遊技機において実施可能なメンテナンスに関わるメンテナンス処理を実施するメンテナンス処理手段(図3のメインCPU101)と、

を備え、

前記メンテナンス処理手段は、

前記メンテナンス処理において、前記ドア機構が開状態、且つ、電源投入時の前記設定用鍵型スイッチがオンであるという所定の条件の成立に基づいて、前記表示手段にメンテナンスマニュー画面(図55)として前記遊技機において実施可能な複数種類のメンテナンスのうちの一部である所定のメンテナンスに対応する所定のメンテナンスマニュー画面を表示する所定のメンテナンス処理を行い、電源投入後に前記設定用鍵型スイッチがオフからオンに変化し、且つ、前記ドア機構が開状態であるという特定の条件の成立に基づいて、前記表示手段に前記メンテナンスマニュー画面として前記遊技機において実施可能な複

40

50

数種類のメンテナンスのうちの一部であり、前記所定のメンテナンスとは異なる特定のメンテナンスに対応する特定のメンテナンスマニュー画面を表示する処理を含む特定のメンテナンス処理を行い、当該特定のメンテナンス処理の実行中に前記設定用鍵型スイッチがオフになるという条件の成立により、当該特定のメンテナンス処理を終了し、前記ドア機構の開閉状態の変化では、前記特定のメンテナンス処理における、前記特定のメンテナンスマニュー画面を表示してから前記特定のメンテナンス処理が終了するまでの処理に変化がなく、

前記所定のメンテナンスマニュー画面が表示されているときに、前記操作手段に対する操作に応じて、前記所定のメンテナンスを実行可能であり、

前記所定のメンテナンス処理において、

10

前記所定の条件が成立していても、当該所定の条件が成立した後に、前記開閉検知手段による検知結果が前記ドア機構の閉状態とならずに前記ドア機構の開状態のままである場合には、前記所定のメンテナンスマニュー画面を前記表示手段に表示せず、

前記所定の条件が成立しており、当該所定の条件が成立した後に、前記設定用鍵型スイッチがオンのまま前記開閉検知手段による検知結果が前記ドア機構の閉状態となった場合には、前記所定のメンテナンスマニュー画面を前記表示手段に表示し、

前記所定のメンテナンスマニュー画面は設定変更に関連しない表示を含み、

前記特定のメンテナンスマニュー画面は設定変更に関連する表示を含み、

電源投入時では前記設定用鍵型スイッチのオン状態と前記開閉検知手段による前記ドア機構の開状態の検知に基づき設定変更モードに移行し、設定変更に関連しない前記所定のメンテナンスマニュー画面（図67～図71）の表示には前記設定変更モードからしか移行せず、電源投入中における前記設定用鍵型スイッチのオン時には前記開閉検知手段による前記ドア機構の開閉を問わず設定変更に関連する前記特定のメンテナンスマニュー画面（図65、図66）の表示に移行する

20

ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

30

本実施形態に係る遊技機によれば、遊技機において実施可能なメンテナンスの処理制御が向上した遊技機を提供できる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機において、

表示手段と、

遊技機本体に開閉自在に取り付けられたドア機構と、

前記ドア機構の開閉状態を検知する開閉検知手段と、

設定用鍵型スイッチと、

前記ドア機構に設けられ、遊技機前面側から操作が可能な操作手段と、

前記遊技機において実施可能なメンテナンスに関わるメンテナンス処理を実施するメンテナンス処理手段と、

を備え、

前記メンテナンス処理手段は、

40

50

前記メンテナンス処理において、前記ドア機構が開状態、且つ、電源投入時の前記設定用鍵型スイッチがオンであるという所定の条件の成立に基づいて、前記表示手段にメンテナンスマニュー画面として前記遊技機において実施可能な複数種類のメンテナンスのうちの一部である所定のメンテナンスに対応する所定のメンテナンスマニュー画面を表示する所定のメンテナンス処理を行い、電源投入後に前記設定用鍵型スイッチがオフからオンに変化し、且つ、前記ドア機構が開状態であるという特定の条件の成立に基づいて、前記表示手段に前記メンテナンスマニュー画面として前記遊技機において実施可能な複数種類のメンテナンスのうちの一部であり、前記所定のメンテナンスとは異なる特定のメンテナンスに対応する特定のメンテナンスマニュー画面を表示する処理を含む特定のメンテナンス処理を行い、当該特定のメンテナンス処理の実行中に前記設定用鍵型スイッチがオフになるという条件の成立により、当該特定のメンテナンス処理を終了し、前記ドア機構の開閉状態の変化では、前記特定のメンテナンス処理における、前記特定のメンテナンスマニュー画面を表示してから前記特定のメンテナンス処理が終了するまでの処理に変化がなく、前記所定のメンテナンスマニュー画面が表示されているときに、前記操作手段に対する操作に応じて、前記所定のメンテナンスを実行可能であり、
前記所定のメンテナンス処理において、

前記所定の条件が成立していても、当該所定の条件が成立した後に、前記開閉検知手段による検知結果が前記ドア機構の閉状態とならずに前記ドア機構の開状態のままである場合には、前記所定のメンテナンスマニュー画面を前記表示手段に表示せず、
前記所定の条件が成立しており、当該所定の条件が成立した後に、前記設定用鍵型スイッチがオンのまま前記開閉検知手段による検知結果が前記ドア機構の閉状態となった場合には、前記所定のメンテナンスマニュー画面を前記表示手段に表示し、
前記所定のメンテナンスマニュー画面は設定変更に関連しない表示を含み、
前記特定のメンテナンスマニュー画面は設定変更に関連する表示を含み、
電源投入時では前記設定用鍵型スイッチのオン状態と前記開閉検知手段による前記ドア機構の開状態の検知に基づき設定変更モードに移行し、設定変更に関連しない前記所定のメンテナンスマニュー画面の表示には前記設定変更モードからしか移行せず、電源投入中における前記設定用鍵型スイッチのオン時には前記開閉検知手段による前記ドア機構の開閉を問わず設定変更に関連する前記特定のメンテナンスマニュー画面の表示に移行することを特徴とする遊技機。

10

20

30

40

50